

第3部 対策の実施

第1章 体制

第1節 県災害対策本部

この地震では、県西部地域で最大震度6強が観測されたが、震度5強以上の地震が県内で発生した場合は災害対策本部を自動的に設置することが地域防災計画に定められており、10月6日午後1時30分の地震発生後直ちに災害対策本部会議を第二庁舎第20会議室において開催し、災害対策本部長である知事の指揮の下、消防防災ヘリコプターによる上空からの被災地調査、被災市町村からの情報収集、自衛隊への災害派遣要請、及び被災地支援などの応急対策を行った。

また、西部総合事務所においても地震発生後直ちに災害対策室の設営が行われ、米子市内に出張中であった総務部長を本部長に現地災害対策本部を設置し、情報収集、応急対策の実施、市町村と県本部との連絡・調整を行った。

地震発生後間もなく、森総理大臣から、国の全面支援が伝えられ、6日夕刻には蓮実国土庁総括政務次官が来県され、上空からの被災地調査が行われた。

翌7日には、扇国土庁長官を団長とする政府の調査団による現地の調査が行われ、県及び市町村は被害状況を説明するとともに災害の早期復旧、復興について支援を要請した。

災害対策本部長は、この7日以降9日まで三日連続して被災地を自ら回り、被災地の状況をつぶさに把握し、被災者を激励し、応急対策を指揮した。その後も幹部職員を市町村に派遣して市町村を支援するとともに、災害復旧、復興の陣頭指揮をとった。

国への要望も、まず、緊急に支援を必要とする事項について、続いて、新たな支援制度の創設や現行制度の改善について県議会と協調して行った。

そして、災害復興対策を的確に実施するため、11月2日に災害対策本部を切り替えて、知事を本部長とし災害対策本部本部員で構成する鳥取県西部地震災害復興本部を設置した。

発災からの対策等実施経過

日 時	対 策 等
10月6日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・13時30分 地震発生 ・13時30分 鳥取県西部地震災害対策本部設置 ・13時40分 鳥取県警察本部特別災害警備本部及び各警察署現地災害警備本部設置 ・14時29分 陸上自衛隊第八普通科連隊へ災害派遣要請 ・14時35分 知事から鈴木正明消防庁長官へ電話 ・中川官房長官から激励の電話連絡 ・14時40分頃 森総理大臣から知事に支援の電話 ・西田自治大臣から激励の電話連絡 ・自衛隊鳥取地方連絡部坂田部長が本部へ急行、支援・協力を依頼 ・陸上自衛隊第13旅団石田尾幕僚長が本部へ急行、支援・協力を依頼 ・18時 蓮実国土庁総括政務次官が東京より急行、ヘリコプターで被災地を上空より視察後、政府の全面協力を表明 ・平林郵政大臣が対策本部を激励 ・19時 日野町根雨1区及び根雨2区で、23世帯37名に対して避難勧告 ・22時35分 米子市、西伯町、日野町に災害救助法を適用 ・その後、翌1時30分頃まで各市町村からの緊急要請を受け、即対応を指示
7日（土）	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 被害状況視察（境港市、日野町、西伯町） ・扇長官ほか政府調査団が被災地視察 ・政府調査団記者会見（本部長同席） ・とりネットに地震の被害等の情報の掲載を開始 ・文字放送に地震の被害等の情報の掲載を開始 ・自衛隊災害派遣要請（境港市竹内団地地域における排水溝の土砂の撤去） ・自衛隊災害派遣要請（西伯町、会見町及び日野町における損壊した独居高齢者宅への防雨用シートの展張） ・鳥取市他市町村から、被害市町村に対する給水車等による応急給水と、それに伴う職員の派遣 ・自衛隊、他県（岡山県、山口県、広島県、島根県）から、給水車による応急給水と、それに伴う職員の派遣 ・15時30分 溝口町大坂地区で、2世帯10名に対して避難勧告 ・21時 溝口町に災害救助法を適用
8日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・11時33分 溝口町父原地区で、4世帯18名に対して避難勧告 ・12時10分 被害状況視察（西伯町、日南町、溝口町、会見町） ・20時40分 境港市、会見町に災害救助法を適用 ・21時前後 余震3～5が連続発生。西伯町で自主避難呼びかけ。 ・鳥取市他市町村から、被害市町村に対する給水車等による応急給水と、それに伴う職員の派遣 ・自衛隊、他県（岡山県、山口県、広島県、島根県）から給水車による応急給水と、それに伴う職員の派遣

9日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、被害状況調査（江府町、岸本町、米子市） ・佐藤陸上自衛隊第八普通科連隊連隊長、安宅航空自衛隊美保基地司令、石上西部消防局長へ、支援、協力のお礼と今後の協力依頼 ・自衛隊災害派遣要請（西伯町及び日野町下榎での損壊した独居高齢者、身体障害者宅への防雨用シートの展張） ・自衛隊災害派遣要請（西伯町での県職員による緊急調査へのヘリコプター支援） ・自衛隊災害派遣要請（溝口町での損壊した高齢者世帯家屋に対するシートの展張） ・被災者生活再建支援法適用（境港市） ・鳥取市から、被害市町村に対する給水車等による応急給水と、それに伴う職員の派遣 ・自衛隊、中国地方建設局から、被害市町村に対する給水車等による応急給水と、それに伴う職員の派遣
10日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県西部地震に対する緊急要望（浜崎芳宏県議会議員、山口享県議会議員、鉄永幸紀県議会議員、広田喜代治県議会議員） ・鳥取県西部地震に対する申し入れ（米井悟県議会議員、長谷川稔県議会議員） ・宮内庁渡辺侍従長を通じ、天皇皇后両陛下から、被災者へのお見舞いと災害復旧関係者へのねぎらいの言葉が届く ・常田郵政政務次官が激励のため対策本部へ ・被災者生活再建支援法適用（米子市、日野町） ・13時　日野町本郷地区で、10世帯40名、7事業所に対し避難勧告
11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・8時　溝口町父原地区で、1世帯8名に対しての避難勧告の解除
12日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県西部地震に対する申し入れ（松本芳彬県議会議員） ・「り災証明書」の様式等取りまとめ・市町村配布 ・自衛隊災害派遣要請（米子市での損壊した独居高齢者宅等への防雨用シートの展張） ・被災市町村に対する給水車等による応急給水とそれに伴う職員の派遣（鳥取市、自衛隊ほか） ・被災者生活再建支援法適用（鳥取県全域） ・14時10分　米子市宗像で、1世帯3名に対し避難勧告 ・15時46分　米子市宗像で、2世帯5名に対し避難勧告
13日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県西部地震についての記者会見 ・日野町根雨1区及び根雨2区で16時50分、それぞれ20世帯、3世帯に対して避難勧告の解除 ・日野町本郷地区で16時52分、10世帯7事業所に対して避難勧告の解除 ・18時30分　谷洋一 農林水産大臣 対策本部来訪（被害状況説明及び要望）
14日（土）	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長　被害復興状況視察（日野町、西伯町、会見町、溝口町） ・夜間の災害対策本部配備体制の縮小

15日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・14時10分 米子市青木で、2世帯8名に対し避難勧告 ・本部長、谷 農林水産大臣、相沢金融再生委員長、石破農林水産省総括政務次官とともに、被災地視察
16日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県西部地震に対する国への要望活動（官房長官、国土庁、厚生省）
17日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県西部地震に対する国への要望活動（消防庁、自治省、運輸省、建設省、文部省） ・16時00分 参議院災害対策特別委員会調査団が被災地視察
18日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴木消防庁長官来訪、被災地視察 ・溝口町大坂地区で17時00分、2世帯10名に対して避難勧告の解除
19日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・民主党鳥取県総支部連合会による要望（福間県議会議員、伊藤県議会議員）
20日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・嶋津 自治省財政局長来訪、本部長とともに被災状況視察
30日（月） ～ 31日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県西部地震に関する緊急要望（震災復興に向けた新制度の要望）」の関係省庁への要望
11月2日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県西部地震災害復興本部設置 ・11月臨時議会（災害復旧、復興予算）

第2節 市町村災害対策本部

県内各市町村においても、西部地域を中心に、19市町村で災害対策本部が設置された。設置、解散等の状況については以下のとおりである。

市町村名	災害対策本部の設置日時	災害対策本部の解散日時
米子市	10月6日 13時40分	11月 6日 9時00分 ※
倉吉市	10月6日 13時35分	10月12日 9時00分
境港市	10月6日 14時00分	11月10日 13時00分 ※
青谷町	10月6日 13時35分	10月 6日 15時10分
関金町	10月6日 13時40分	10月 6日 20時00分
東伯町	10月6日 13時45分	10月 9日 12時00分
赤崎町	10月6日 13時40分	10月10日 17時00分
西伯町	10月6日 14時00分	
会見町	10月6日 15時00分	
岸本町	10月6日 13時45分	11月13日 13時00分 ※
日吉津村	10月6日 13時32分	3月31日
淀江町	10月6日 13時45分	10月13日 17時00分
大山町	10月6日 13時35分	10月27日 17時00分
名和町	10月6日 13時40分	10月25日 17時00分
中山町	10月6日 13時45分	10月25日 18時00分
日南町	10月6日 13時45分	11月 9日 17時00分 ※
日野町	10月6日 13時35分	11月15日 17時00分 ※
江府町	10月6日 13時48分	11月 5日
溝口町	10月6日 13時35分	

解散日時の※印は、災害復興本部等への移行によるもの。

第3節 県警察災害警備本部

県警察は、県西部で最大震度6強の地震が発生したことを認知した時点で、災害警備本部の設置を決定し、10月6日午後1時40分、警察本部に警察本部長を長とする「鳥取県警察特別災害警備本部」を、県下全警察署に警察署長を長とする「現地災害警備本部」を設置した。

当日は、県警察本部及び各警察署から925名を動員するとともに、中国管区内各県広域緊急援助隊等131名の応援派遣を受け、警備体制を確立して被害状況の調査、被災者の救出救助活動、住民の避難誘導、通行止め個所等における交通規制等一連の災害警備活動を推進したほか、県、市町村等に警察官を派遣し、関係機関との連絡・連携体制を確立した。

当日の被害状況の調査の結果、地震による被害が県西部の米子警察署、境港警察署、溝口警察署及び黒坂警察署の管内に集中していることが判明したため、当日午後6時に倉吉警察署以東の6警察署の警備体制を「災害警備連絡室」に移行し、県西部の4警察署の管内に重点をおいた警備活動を推進した。

10月15日、余震が日々減衰化傾向を示してきたことから、被災者支援等を中心とした地域安全活動に重点を移した活動を推進するため、警察本部に警察本部長を長とする「鳥取県警察震災総合安全対策本部」を設置した。

10月20日、災害警備活動及び被災者支援活動も一段落したことから、「鳥取県警察特別災害警備本部」を「災害警備連絡室」に、「鳥取県警察震災総合安全対策本部」を「鳥取県警察震災安全対策本部」に移行した。

第2章 救助・救護活動

第1節 災害救助法の適用

家屋の倒壊等により、多くの住民が避難所に避難する等、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたことから、下記2市4町に災害救助法の適用を決定した。

【適用市町】：米子市、西伯町、日野町（10月6日決定）

溝口町 (10月7日決定)

境港市、会見町 (10月8日決定)

【適用年月日】平成12年10月6日

救助区分		米子市	境港市	西伯町	会見町	日野町	溝口町
避難所の設置	期間	10/6 ～10/18	10/6 ～11/1	10/6 ～10/19	10/6 ～10/19	10/6 ～11/13	10/6 ～11/15
	箇所数	39	9	21	2	12	13
	延人数	3,768	1,824	4,492	588	3,834	1,371
炊き出しその他による食品の給与	期間	10/6 ～10/12	10/6 ～10/12	10/6 ～10/17	10/6 ～10/15	10/6 ～11/13	10/6 ～11/19
	延食数	5,445	2,821	16,598	5,032	41,003	2,495
災害にかかった住宅の応急修理	期間	10/6 ～11/29	10/6 ～11/3	10/6 ～12/4		10/6 ～11/2	10/6 ～10/21
	世帯数	101	7	8		24	17
障害物の除去	期間						10/6 ～10/19
	世帯数						2
応急仮設住宅の設置	戸数					28	
	構造					軽量鉄骨 造平屋建 (組立ハウス)	

第2節 警察の活動

1 被害調査活動

(1) 県警察本部の調査活動

鳥取県警察特別災害警備本部（県警察本部）においては、各現地災害警備本部（警察署）に対し、被害調査を指示するとともに、県警察ヘリコプター（さきゅう）、交通機動隊白バイ等を出動させ、被害調査を実施した。

また、当日、中国管区内広域緊急援助隊訓練のため来県していた岡山県警察ヘリコプター（わしゅう）が、鳥取空港を離陸し、ヘリテレにより県内主要幹線道路を始め県内各地区の映像を鳥取県警察特別災害警備本部、警察庁等へ送信した。

この結果、地震による災害が県西部地域に集中し、県中部以東では大きな被害もなく、また、国道9号等の県内主要幹線道路も一部を除き通行可能であることなど、地震による被害の概要を早期に把握することができた。

(2) 警察署の調査活動

地震発生直後、各現地災害警備本部においては、パトカー勤務員、交番及び駐在所の勤務員はもとより、警察署内で勤務している署員を動員し、倒壊家屋や大規模な損壊家屋を中心に、住民等の安否の確認と救出救助を第一義とした活動を実施するとともに、家屋等の被害調査を実施した。

負傷者等の調査については、消防署、病院等から負傷者の搬送（入）の状況と負傷程度等について確認した。

また、市町村に警察官を派遣したほか、道路管理者等関係機関と連絡をとり、各種被害情報等の収集、交換を行った。

2 二次被害等の防止

10月6日の本震発生以後、断続的に余震が続いたため、県西部の4警察署に設置した現地災害警備本部は、県内部隊及び中国管区内各県警察広域緊急援助隊等の応援派遣を受け、

- 通行禁止区域、災害危険個所での規制、警戒活動
- 被災地域の被害状況の再点検、情報収集活動
- パトカー、白バイ、徒歩による警戒、警ら活動
- 警察ヘリコプターによる警戒、警ら活動

等の活動を実施した。

また、震度3以上の余震の発生や降雨時等地盤の緩みなどによる二次災害の発生が予測される際には、市町村、道路管理者、消防団等と連携をとって管内の見回り、警戒活動を実施した。

3 救出救助活動

10月6日午後2時30分ころ、広島県警察ヘリコプター（みやじま1号）が、地震による大山登山道の崩落により孤立していた登山者をホイストで吊り上げて救助し、大山山麓まで無事搬送した。

4 地域安全活動

(1) 鳥取県警察震災総合安全対策本部の設置

地震発生後10日を経過した10月15日、余震が減衰化し、避難住民が大幅に減少したことから、それまでの災害警備活動を中心とした活動から、犯罪予防及び被災者支援対策を中心とした活動を行うため、県警察本部に「鳥取県警察震災総合安全対策本部」を、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署に「警察署地域安全対策本部」を設置した。

(2) 被災者支援対策

ア コスモス隊の活動

中国管区内各県警察から応援派遣を受けた女性警察官と本県女性警察官及び少年警察補導員で編成したコスモス隊（41名体制）は、地震発生翌日から県西部の4警察署を拠点に、各避難所、独居老人宅等を巡回して被災者の不安解消や心のケアを中心とした活動を実施した。

鳥取県警察震災総合安全対策本部設置後は、コスモス隊の活動を更に発展させ、保育所等を訪問し、園児を対象とした腹話術による交通安全教育、街頭における通学児童等に対する交通安全指導等を展開した。

イ 地域警察官の活動

交番、駐在所の勤務員等の地域警察官は、地震発生直後から管内の被害状況の確認、独居・高齢者世帯を中心とした地域住民の安否確認活動等を実施した。

鳥取県警察震災総合安全対策本部設置後は、住民への安心感の付与、悪質商法被害予防等を重点として、地域警察官が管内を巡回し、

- 独居老人、高齢者世帯に対する特別巡回連絡
- 被災地域における警戒活動を通じた防犯点検、パトロールカード配布
- 地域安全ニュース、危険個所マップの作成及び配布
- 各種要望、相談等に対する支援活動

等を実施した。

(3) 犯罪予防活動

機動隊、管区機動隊等を中心とした部隊は、被災地における犯罪防止活動として、パトカー等警察車両による駐留警戒、機動警らを実施したほか、避難等により無人となった民家等における盗難防止を目的とした警戒活動を実施した。

5 交通対策

(1) 交通情報の収集

道路交通の被害状況等については、地震発生直後から

- 交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署員による調査
- 警察ヘリコプターからの調査
- 交通監視カメラ等交通管制施設を活用した調査
- 建設省、県土木事務所等との連携による調査

等により情報を収集し、

- 県の東西を結ぶ国道9号には被害がない
- 県中部以東の国道等主要幹線には被害がない
- 道路の被害は、県西部地域に集中している

等の被害概要を早期に把握した。

(2) 緊急対策の実施

ア 高速道路

地震発生後、米子自動車道は、路面亀裂、コンクリート片の落下等により、全面通行止めとなつた。

このため、県警察においては、道路交通情報センター等を通じて交通規制の状況や迂回路の広報を行うなどの交通対策を実施した。

イ 一般道路

地震により、県西部の国道等において亀裂、陥没、路肩崩壊の道路損壊や土砂崩れ等が発生し、各所で道路が全面通行止め等となつた。

このため、県警察においては、主要交差点、通行止め区間、交通危険箇所等に部隊を投入し、道路管理者との連携の下に、交通規制、警戒活動に当たるとともに、迂回路の広報を行うなどの交通対策を実施した。

(3) 交通部隊の運用

地震発生直後から、交通機動隊の東・中・西部分駐隊の白バイを集中運用し、連日、県西部の4警察署に派遣して、交通情報の収集、流動警戒等に当たらせた。

なお、活動に当たっては、新たな危険箇所の発見に努めたほか、被災住民への声掛け活動を行い、住民の不安解消活動に努めた。

6 警察通信対策

地震発生直後から、鳥取県通信部は、島根県通信部等の応援を得て

- 警察無線、有線施設等の保守、点検、障害復旧
- ヘリテレ自動追尾装置の開局、映像伝送
- 衛星通信車の開局

等の活動に当たった。

7 広報活動

県警察においては、地震発生当初、被害情報、交通規制関係情報を、その後、順次、悪質商法関係情報、余震・大雨による二次災害の防止情報等を中心とした広報を県警ホームページ、交番・駐在所速報(ミニ広報紙)、パトカー、防災無線等の各種広報手段を活用して実施し、住民等に対する積極的な情報提供に努めた。

第3節 自衛隊の活動

1 陸上自衛隊第八普通科連隊

10月6日の地震発生時、連隊長以下連隊の大部分は、富士地区において演習中であったが、副連隊長以下約200名の隊員をもって、直ちに普段の訓練どおり派遣の準備を行い、地震発生約30分後には、偵察要員、各機関に対する連絡要員が出発した。

県では、地震発生からわずか1時間足らずで第八普通科連隊に災害派遣の要請を行った。駐屯地においては、県との連絡を保ちつつ自ら情報収集活動を実施し、速やかに要請に応じ、救助活動を実施し、翌日には、連隊主力も合流し本格的救援活動を実施した。

災害派遣の期間は13日間に及び、米子駐屯地は、延べ1,400名、車両450両を動員し、4,000食の炊事支援、145トンの給水、640名の入浴、138棟の屋根のシート覆い、12か所の崖崩れ防止等を行った。

救援活動実施状況

月 日	活 動 内 容	活 動 市 町 村
10月 6 日	給水支援：6 t 給食支援：1000食	境港市、日野町、会見町 日野町
7 日	給水支援：25 t 給食支援：1000食 シート張り：6軒 ストーブ貸出：25台	日野町、会見町、境港市 日野町 日野町、会見町 会見町
8 日	給水支援：14 t 給食支援：2000食 シート張り：82軒 土砂除去：1カ所	日野町、会見町 日野町 日野町、会見町 西伯町
9 日	給水支援24.5 t 入浴支援67名 シート張り：13軒	日野町、会見町 日野町 日野町、西伯町、溝口町
10 日	給水支援14 t 入浴支援70名 崖の崩落防止支援12カ所	日野町、会見町 日野町 西伯町、溝口町
11 日	給水支援15.5 t 入浴支援165名	日野町、会見町 日野町
12 日	給水支援10.6 t 入浴支援124名	日野町、会見町 日野町
13 日	給水支援11.4 t 入浴支援63名 シート張り：22カ所	日野町、会見町 日野町 米子市
14 日	給水支援4.6 t 入浴支援74名	日野町 日野町
15 日	給水支援2.3 t 入浴支援50名	日野町 日野町
16 日	給水支援1.7 t 入浴支援22名	日野町 日野町
17 日	入浴支援 5 名	日野町

2 航空自衛隊美保基地

鳥取県西部地震により、美保基地は、滑走路を含め基地施設等に被害を被ったが、その被害復旧作業を実施しつつ、10月7日16時10分に、鳥取県知事からの要請に基づき災害派遣活動実施中の陸上自衛隊第八普通科連隊からの協力要請を受け、次のとおり災害派遣を実施した。

(1) 派遣期間

10月7日 17時 ~ 10月10日 14時10分

(2) 行動区域

鳥取県境港市 竹内工業団地内

(3) 活動状況

月 日	人 員	車 両	行 動 の 概 要
10月7日	90名	大型バス×1 2½t トラック×2 有線整備車×1 パケット×2 ダンプ×2	境港市竹内工業団地内に噴出した土砂の除去
8日	(午前) 45名 (午後) 45名	大型バス×1 2½t トラック×2 パケット×2 ダンプ×2	
9日	(午前) 45名 (午後) 45名	同上	
10日	(午前) 45名 (午後) 45名	同上	

第4節 避難等の状況

災害対策基本法に基づき、各市町村は、住民の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため、避難勧告を行った。

市町村による避難勧告の状況

平成13年6月末現在

	勧告日時及び対象	解除日時及び対象
日南町	10月6日（金） 16時30分 菅沢地区： 3世帯 7名	10月8日（日） 10時00分 すべて解除
日野町	10月6日（金） 19時00分 根雨1区： 20世帯 31名 根雨2区： 3世帯 6名	10月13日（金） 16時50分 すべて解除
	10月10日（火） 13時00分 本郷地区： 10世帯 40名 及び7事業所	10月13日（金） 16時52分 すべて解除
溝口町	10月7日（土） 15時30分 大坂地区： 2世帯 10名	10月18日（水） 17時00分 すべて解除
	10月8日（日） 11時33分 父原地区： 4世帯 18名	10月11日（水） 8時00分 1世帯 8名について解除 10月24日（火） 18時30分 2世帯 3名について解除 (1世帯7名に対しての勧告は継続中)
	11月2日（木） 8時50分 大坂地区： 1世帯 7名	11月3日（金） 16時30分 解除
米子市	10月12日（木） 14時10分 米子市宗像： 1世帯 3名	12月22日（金） 9時45分 解除
	10月12日（木） 15時46分 米子市宗像： 2世帯 5名	11月16日（木） 13時30分 1世帯 2名について解除 11月16日（木） 15時30分 1世帯 3名について解除
	10月14日（土） 13時40分 米子市青木： 2世帯 8名	11月3日（金） 13時00分 すべて解除

第5節 り災証明の発行

地震直後から、被災した家屋について、各市町村でその被害状況の調査を行い、り災証明を発行した。

り災証明は各種の住民負担（税金、授業料など）の減免、補助金・貸付金の交付、見舞金の支給、損害保険の算定など、官民にわたる様々な手続きにおいて、被害を証明する唯一のものとして、幅広く活用される。

県では、主に職員に建築職員のいない郡部の町村を対象に、り災証明の発行の技術支援として民間の建築技術者の派遣を行った。

り災証明発行状況

市町村名	申請件数 (件)	発行済み件数			
		計	全壊	半壊	一部損壊
米子市	7,631	7,624	222	1,321	6,081
境港市	2,029	2,029	292	487	1,250
西伯町	1,347	1,347	41	400	906
会見町	743	743	2	44	697
岸本町	735	735	0	9	726
日吉津村	188	188	1	12	175
淀江町	265	265	0	0	265
大山町	80	80	0	1	79
名和町	9	9	0	1	8
中山町	3	3	0	0	3
日南町	247	247	0	11	236
日野町	1,297	1,296	123	417	756
江府町	194	194	0	1	193
溝口町	1,462	1,463	162	298	1,003
計	16,230	16,223	843	3,002	12,378

第6節 医療分野の対応

日赤医療救護班（1班6名）を被災地に派遣し、西伯町を中心に救護活動（血圧測定等）を実施した。

（10／6 午後3：10～10／7 午前4：15）

鳥取県医師会では、6日15時30分に対策本部を設置、また西部医師会では16時30分に地区対策本部を設置し、事務局を終日勤務態勢とするとともに医療相談窓口を設置した。

また、被災した西伯病院、日野病院、済生会境港総合病院の患者受入を17時に西部医師会長から県西部地域の救急告示病院に緊急要請した。

さらに、入院中の患者については、各引き受け病院への搬送、自宅への一時的退院等により緊急対応が行われたが、震災後の状況として、被災住民の精神的疲労による健康障害が予測されたことから、県の要請により精神科医3名の派遣を行うとともに、ボランティアによるメンタルケアの活動も行った。

第3章 緊急物資等

第1節 生活関連物資

本県では、平成12年6月30日及び7月24日に、県内における災害発生時の被災者救援等に速やかに対応するため、県内の大規模小売店舗事業者等26業者と食料品、衣類、日用品等生活関連物資の調達に関する協定を締結していた。

このため、鳥取県西部地震発生後、被災市町村から防水シート等の支援要請が殺到したが、おおむね、すみやかに協定締結業者から調達し、市町村へ支援することができた。

しかし、仮設トイレ等協定締結業者から調達できない物資もあった。このため、平成12年度末までに西部地震で調達協力実績のあった4業者と新たに協定を締結した。

生活関連物資調達状況

物 資 名	数 量	支 援 先 及 び 数 量
防水シート（ブルーシート）	8,435 枚	米子市 2,000 岸本町 863 江府町 850 日吉津村 300 溝口町 400 会見町 1,126 境港市 393 日南町 500 西伯町 1,000 日野町 1,003
防水シート留め用ロープ	30 束	境港市 25 会見町 5
雨カッパ（防水強化品）	15 組	会見町 15
ゴム手袋	500 組	日野町 500
荷造りテープ	150 本	日野町 150
荷造りひも	142 本	日野町 142
スコップ	100 本	日野町 100
ホウキ(内・外)	100 本	日野町 100
ちりとり(内・外)	100 個	日野町 100
インスタントカメラ	200 個	日野町 200
トイレットペーパー	1,376 個	日野町 500 等
仮設トイレ	59 棟	日野町 45 西伯町 12 境港市 2
ダンボール箱	1,500 箱	日野町 1,500
電気ポット及び給水サーバー	40 個	日野町 40

物 資 名	数 量	支 援 先 及 び 数 量
洋式便座	5 個	日野町 5
下着(上・下・股引)	600 着	日野町 600
プロパンガス	10キロ	日野町 10
水用ポリタンク (20リットル)	3,000 個 (県購入1,000個)	日野町 500 西伯町 475 会見町 25 等
カイロ	1,110 個	日野町 1,110 ※西部県民局対応
石油ストーブ	25 台	西伯町 25 ※自衛隊が供給
灯油	200リットル	西伯町 200 ※自衛隊が供給

第2節 食 糧

10月7日～27日の21日間、境港市、西伯町、会見町、日野町へ延59,990食の弁当を手配した。

第3節 医療物資等

① 救助用毛布の避難住民等への配布 (10/6～10/8)

(単位：枚)

境港市	西伯町	会見町	岸本町	淀江町	日野町	溝口町	計
150	2,010	100	30	150	1,260	250	3,950

※県備蓄分 1,530枚　日赤備蓄分 1,920枚　その他 500枚

② 災害用救急医薬品

10/6：西部健康福祉センター、中部健康福祉センターの備蓄医薬品（約2,000人分）を、日野地域保健福祉部へ搬送

10/7：鳥取県医薬品卸業協会に体温計54本、消毒薬55本を日野地域保健福祉部へ搬送依頼。

到着後、日野町役場に提供。また、日野地域保健福祉部から日野町役場へ医薬品セット（55セット、約1,000人分）を提供

10/9：東部健康福祉センター及び中部健康福祉センターの備蓄医薬品等（胃薬、解熱剤、風邪薬、ガーゼ等8種類 約1,000人分）を日野地域保健福祉部へ搬送

第4節 応急給水

県内市町村及び他県などの支援を受け、平成12年10月6日～16日にかけて被災市町村に約500トンの応急給水を実施した。

[応急救援支援市町村等]

県内 鳥取市水道局、米子市水道局、倉吉市水道局、国府町、岩美町、福部村、船岡町、
佐治村、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、
岸本町、大山町、名和町、中山町、江府町

県外 島根県、岡山県、広島県、山口県、自衛隊、中国地方建設局

第5節 人員応援

被災市町村における、応急対策、復旧対策を支援するため、県から、市町村へ職員を派遣した。

その総数は、出張による派遣、派遣命令による派遣（第3部第7章参照）などを合わせると、延2,844人・日（13年6月30日まで）となっている。

第4章 現地視察

この地震による被災状況の調査のため、政府調査団をはじめ、国の視察、調査が実施された。

県及び市町村は、被災状況の説明を行い、災害の復旧、復興に対し協力を依頼した。

(1) 鳥取県西部地震への政府調査団

1 日 時	平成12年10月7日 10:50~16:20				
2 調査団員					
I 國土庁長官一行	II 関係省庁調査団				
國土庁長官 扇 千景	國土庁國土総括政務次官 蓮実 進				
△ 防災局長 吉井 一弥	△ 防災企画課防災企画官 島田 明夫				
△ 防災局防災企画課長 中北 哲雄	△ 総括政務次官秘書 安邊 英明				
△ 大臣秘書官（國土庁） 岡 哲生	内閣官房内閣安全保障・危機管理室				
△ 大臣秘書官（建設省） 藤井 健	参事官補 谷澤 叙彦				
防衛庁運用局長 北原 敏男	警察庁災害対策官 駒野 健二				
△ 運用局運用課部員 田中 万盛	文部省官房文教施設部技術課技術調査官 小島 敏行				
建設省河川局長 竹村公太郎	厚生省社会援護局保護課災害救助専門官 河原 勝洋				
△ 河川局防災・海岸課長 平尾 寿雄	農林水産省大臣官房総務課災害総合対策官 川口 嘉久				
△ 中国地方建設局長 久保田莊一	通商産業省中小企業庁災害対策室長 金子 実				
	運輸省港湾局海岸・防災課災害対策室長 廣瀬 輝				
	△ 鉄道局施設課長 山下 廣行				
	△ 第三港湾建設局長 佐藤 清				
	海上保安庁境海上保安部長 松浦 和行				
	気象庁地震火山部長 内池 浩生				
	△ 鳥取地方気象台長 坂田 俊夫				
	郵政省大臣官房企画課課長補佐 中川 良司				
	自治省財政局財政課参事官 金谷 裕弘				
	消防庁防災課長 小熊 博				
	△ 防災情報室課長補佐 鈴木 康幸				
	△ 震災対策指導室課長補佐 小林 暢広				
3 日程および調査場所					
着	調査場所等				
10:50	米子空港着 概況説明				
12:10	境港 竹内工業団地（落橋、液状化）				
12:25	境港（昭和）4万トンバース（エプロン沈下、液状化）				
13:25	西伯町役場（災害対策本部）				
着	調査場所等	発	着	調査場所等	発
14:25	米子市 安倍彦名団地 (液状化による家屋損傷)	14:35	14:00	会見町市山（家屋損壊）	14:10
	米子空港発	14:55	14:50	日野町根妻（道路法面崩壊）	15:00
				米子空港発	16:20
4 鳥取県随行者					
土木部長、土木部参事監、県民局長	企画部長、道路課長、河川課長				

(2) 参議院災害対策特別委員会視察

日時 平成12年10月17日 8:30~16:35

視察者

委員長	白浜 一良（公明党）
理 事	森下 博之（自由民主党・保守党）
〃	谷林 正昭（民主党・新緑会）
〃	加藤 修一（公明党）
委 員	景山俊太郎（自由民主党・保守党）
〃	林 紀子（日本共産党）
〃	梶原 敬義（社会民主党・護憲連合）
〃	岩本 莊太（無所属の会）

随行者

参議院事務局委員部第六課課長補佐 〃 国土・環境委員会調査室長 〃 国土・環境委員会調査室調査員 農林水産省大臣官房総務課災害総合対策官 建設省河川局防災・海岸課長	国土庁長官官房審議官 〃 防災局防災業務課防災情報官 〃 震災対策課計画係長 運輸省港湾局海岸・防災課長
--	---

鳥取県随行者

総務部長 農林水産部次長 生活環境部県民生活課課長補佐	企画部長 土木部長 農林水産部農政課課長補佐
-----------------------------------	------------------------------

説明者

米子地方農林振興局長 境港水産事務所長	境港管理組合 港湾管理委員会事務局長 運輸省第三港湾建設局境港湾空港建設事務所長
------------------------	---

日 程

着	視 察 場 所 等	発
8 : 30	米子空港着 概況説明	8 : 50
8 : 55	境港市竜ヶ山（廃棄物一時保管場所）	9 : 00
9 : 10	境港市 中浦水門（道路被害）	9 : 15
9 : 25	境漁港（水揚場崩壊） 境港湾（港湾施設崩壊）	9 : 45
9 : 45	竹内工業団地（団地内液状化）	9 : 55
10 : 10	彦名干拓地（液状化及び農作物被害）	10 : 20
10 : 45	西伯町役場	10 : 55
11 : 00	賀祥ダム周辺施設（施設損壊）	11 : 10
11 : 40	島根県内視察	16 : 00
16 : 00	鳥取県知事説明（出雲空港）	16 : 30
	出雲空港発	16 : 35

このほか、谷農林水産大臣、石破農林水産総括政務次官、鈴木消防庁長官、鳴津自治省財政局長などがそれぞれ来県され、視察調査を行われた。

第5章 要望活動

第1節 要望活動

1 第1回要望（緊急要望）

地震災害の復興に向け、緊急に国の支援を必要とする事項について、知事及び県議会議長等が、関係省庁等に対して要望を行った。

期　　日：平成12年10月13日～17日

要　　先：内閣総理大臣、内閣官房、国土庁、文部省、厚生省、農林水産省、運輸省、建設省、自治省、消防庁、自民党役員　他

要望内容

鳥取県西部地震に関する緊急要望

去る10月6日に鳥取県米子市の南約20キロを震源としてマグニチュード7.3の地震が発生し、鳥取県西部では甚大な被害を被ったところであります。政府におかれましては、地震発生後直ちに官邸対策室を設置され、現地を視察していただくなど、迅速かつ適切な対策を講じていただき誠にありがとうございます。

さて、この「鳥取県西部地震」では、境港市、日野町で震度6強、西伯町、溝口町で震度6弱、米子市で震度5強を観測し、家屋の倒壊、崖崩れや道路崩壊などによる交通機関の遮断、空港及び港湾・漁港関連施設の損壊、さらには液状化現象による臨港道路等の隆起・陥没や干拓地における関連施設の損壊と塩分上昇による農作物被害など、各地で広域的かつ甚大な被害が発生いたしました。その後も余震が断続的に繰り返され、今なお厳重な警戒が必要であります。

このため、鳥取県西部の米子市、境港市、西伯町、日野町などにおいて、多くの家屋や学校が被害を被り、多数の県民や子どもたちが不自由な生活を余儀なくされているほか、余震が続く中、被災者の方々の疲労は重なり、不安な毎日が続いております。

また、大山や皆生温泉など県内有数の観光地ではキャンセルが相次ぐなど、この地域の観光産業が大打撃を受けるとともに、重要港湾であり、かつ全国有数の漁業基地でもある境港を基盤とする水産業も操業休止を余儀なくされるなど、商工業や農林水産業など地域の基幹産業にも甚大な影響が生じております。

当県といたしましては、地震発生後速やかに災害対策本部を設置するとともに、米子市、境港市、西伯町、会見町、日野町、溝口町の6市町に災害救助法を適用し、地元市町村、防災関係機関はもとより、ボランティアの方々などの参加も含め、関係者が一丸となり総力をあげ、災害復興に万全を期しているところであります。

国におかれましては、こうした深刻な状況をご理解いただき、一日も早い災害復興に向け特段のご支援を賜りますよう強くお願い申し上げます。

平成12年10月

鳥取県知事 片山 善博
鳥取県議会議長 廣江 式

I 被災県民の生活支援に向けて

1 住宅金融公庫の融資制度等の特例措置について（建設省）

住宅金融公庫の災害復興住宅融資制度の早期適用及び既借入者に対する償還猶予等の新たな措置をお願いします。

2 災害援護資金の融資条件の緩和について（厚生省）

災害援護資金の融資限度額の増額、貸付利率の引き下げをお願いします。

3 生活福祉資金の融資条件の緩和及び小口資金貸付制度の創設について（厚生省）

生活福祉資金の融資限度額の増額、貸付利率の引き下げを行うとともに、一定の要件を満たす場合には低所得者以外に対しても特例的に小口貸付を行えるよう、特段のご配慮をお願いします。

II 県土の早期復旧に向けて

1 激甚災害指定について（国土庁）

今回の鳥取県西部地震を「災害対策基本法」に規定する激甚災害に指定し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の早期適用をお願いします。

2 災害復旧事業の促進について

下記の災害復旧事業の促進について特段のご配慮をお願いします。

(1) 農地・農業用施設災害、林道施設災害、林地災害の早期復旧（農林水産省）

(2) 日本海一の境漁港の被災施設の早期復旧と県営市場施設を災害復旧事業対象として追加又は緊急支援措置の実施（農林水産省）

(3) 公共土木施設等の災害復旧事業の促進（運輸省・建設省）

① 国道180号・重要港湾境港などの道路、港湾、河川、砂防、下水道等の公共土木施設に対する国庫補助制度の拡充や予算の確保及び重点配分

② 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害箇所に対する、国庫補助率の引き上げ、受益者負担金の撤廃などの制度改正及び災害関連緊急事業としての採択

(4) 国の全額負担による美保飛行場（米子空港）の早期復旧（運輸省・防衛庁）

(5) 公営企業会計で整備している野積場等の災害復旧事業について交付税措置のある災害復旧事業債の創設（運輸省・自治省）

(6) 既設公営住宅復旧事業の補助対象の拡大（建設省）

(7) 工業用水道事業費（災害復旧）補助金の採択基準の緩和等（通商産業省）

(8) 学校施設災害復旧事業等の促進（文部省）

(9) 文化財被害の早期復旧への支援（文部省）

(10) 水道施設や廃棄物処理施設の災害復旧事業に係る特例措置の創設（厚生省）

(11) 社会福祉施設災害復旧事業の促進（厚生省）

- (12) 保健衛生施設等災害復旧事業の促進（厚生省）
- (13) 医療施設等災害復旧事業の促進（厚生省）
- (14) 自然公園施設の災害復旧工事の採択（環境庁）
- 3 災害廃棄物処理に対する補助制度の特例措置について（厚生省）
災害廃棄物処理に対する国庫補助制度の特例措置について、特段のご配慮をお願いします。
- III 産業支援と雇用の確保に向けて
- 1 埋立造成地の液状化対策に係る助成制度の創設について（通商産業省）
既に進出している企業者等に対する液状化災害の復旧及び今後進出してくる企業者等に対する液状化災害予防対策について、助成制度を創設していただくようお願いします。
- 2 漁業者及び流通業者並びに水産加工業者への緊急支援措置について（農林水産省）
漁業者及び流通業者の減収等と水産加工業者の施設設備の補修・復旧・補償等に対応するための無利子資金、無担保保証制度の創設など緊急支援措置をお願いします。
- 3 被災地域内の雇用安定対策について（労働省）
被災地域内の雇用安定を図るため、次の措置など各種支援策をお願いします。
- (1) 事業所に対する雇用調整助成金制度の適用
- (2) 特定求職者雇用開発助成金の支給対象の拡大等
- (3) 被災地域の事業所に対する生涯能力開発給付金の支給申請の期間や労働保険料の納付期限の延長等
- 4 天災融資法の適用について（農林水産省）
天災融資法の適用について、特段のご配慮をお願いします。
- 5 制度資金等の適時・円滑な運用について（通商産業省・厚生省・農林水産省）
被災事業者の事業が円滑に行われるよう政府系金融機関の制度資金の充実、融資条件の緩和、中小企業信用保険法の保険料率の引き下げ、保証限度額の別枠の設定等の特例措置の実施など、被害の実態を十分に踏まえた制度資金等の運用について特段のご配慮をお願いします。
- 6 観光関係事業者に対する支援について（運輸省）
観光事業者に対する支援制度等の創設や被災地のイメージアップなどのための観光キャンペーン等観光振興復旧策への支援について特段のご配慮をお願いします。
- IV 地震災害対策の強化に向けて
- 震度情報の迅速な発表について（自治省、運輸省、科学技術庁）
迅速的確な地震対策を確保し、住民の不安を解消するため、全市町村について震度が発表されるよう、震度計の整備など特段のご配慮をお願いします。
- V 財政支援
- 地方交付税、地方債等による地方負担に対する財政支援措置について（自治省）

災害復旧事業・災害救援活動等の実施には莫大な費用が見込まれ、県及び被災市町村の財政が著しく圧迫されることになることから、県及び市町村に対する財政支援として、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

- (1) 災害救援、災害復旧等の特別の財政需要の特別交付税の算定における十分な措置
- (2) 役場庁舎等の災害復旧事業の財源となる地方債の要望額確保、交付税措置の充実、早期許可
- (3) 普通交付税の繰り上げ交付

2 第2回要望（震災復興に向けた新制度の要望）

緊急要望に続き、地震災害の復興に向けた新たな支援制度の創設や現行制度の改善について、知事が関係省庁等に対して要望を行った。

期　　日：平成12年10月30日～31日

（31日は、西部地区の市町村長が同席）

要　　先：国土庁、農林水産省、運輸省、建設省、防衛庁、防衛施設庁、自民党役員、
県選出国會議員　他

要望内容

鳥取県西部地震に関する緊急要望 －震災復興に向けた新制度の要望－

今回の鳥取県西部地震からの復興に向けた国の支援につきましては、さきに「鳥取県西部地震に関する緊急要望」としてお願いしたところであり、当県といたしましても、現在、各種の支援制度も活用しながら、関係者が一丸となり総力をあげて災害復興に取り組んでいるところであります。

しかし、このたびの被災地の多くは中山間地にあり、これらの地域は県内でも有数の高齢化率の高い地域であるうえに、その財政基盤も脆弱であります。そのため地域の存立基盤を確保するためにも一層の支援が必要となっております。

とりわけ、冬季を前にして高齢被災者の生活基盤である住宅再建は最優先の課題であります。現状では、今後の生活に不安を感じ、地域から住民が流出していくおそれさえあります。

国におかれましては、こうした状況を御覧いただき、多くの高齢者を含む被災住民の生活再建のための新たな支援制度を創設していただくとともに、激甚災害の指定基準の改正など現行制度の一層の改善に向け、特段の御配慮を賜りますよう強くお願い申し上げます。

平成12年10月

鳥取県知事　片山善博

I 被災県民の生活支援等に向けた新制度の創設

1 住宅関係施策の充実について（国土庁・自治省・建設省）

今回の地震によって中山間地を中心に大きな打撃を受けました。

これらの地域では高齢者率も高く、生活基盤として大切な住宅の再建が困難を極めるなど、深刻な状況が生じております。このままでは、被災者が町外に流失し地域の存立すら危うくなる恐れもあります。

このため、当県では被災地の力強い復興を願い、止むを得ざる措置として、次のような特例的な支援措置を独自に措置したところであります。

については、国においてもこの取り組みを全面的にご支援いただきますようお願いします。

併せて、国による住宅再建支援制度の早期確立について、特段のご配慮をお願いします。

(1) 住宅復興補助金（交付主体は市町村）

- ① 被害を受けた住宅に関して、自らの居住の用に供する一の建物の建設又は補修を行う者に対し、補助金を交付する
- ② 崩落すると周囲の住宅等に被害を及ぼす恐れのある損壊した石垣・擁壁等を補修した者に対し、補助金を交付する

(2) 利子補給・融資

- ① 住宅金融公庫等災害復興住宅融資への利子補給
融資を受ける者に対し、当初6年間は利息が0パーセントとなるよう県が利子補給を行う
- ② 鳥取県災害復興住宅建設資金の融資
住宅金融公庫等の融資を受ける者に対し、県が上乗せして低利融資を行う

2 民間建築士等の活動に対する補助制度の創設について（国土庁・厚生省・建設省）

被災県民の生活支援に伴い、次の業務を実施する民間建築士等の活動に要する経費に対して、補助制度を創設していただくようお願いします。

- (1) 余震による二次災害防止のために行う被災建築物の応急危険度判定に要する経費
- (2) 余震による二次災害防止のために行う被災住宅の石垣・擁壁等の危険度調査に要する経費
- (3) 災証明の発行に係る技術支援として行う被災家屋の調査に要する経費
- (4) 建物の安全性の確認、補強費用の見積り、工務店の仲介等の住宅相談に要する経費

3 漁業者及び流通業者並びに水産加工業者への緊急支援措置について（農林水産省）

漁業者及び流通業者の減収等と水産加工業者の施設設備の補修・復旧・補償等に対応するための無利子資金、信用保険制度における無担保保険の創設など、緊急支援措置について特段のご配慮をお願いします。

4 埋立造成地の液状化対策に係る助成制度の創設について（通商産業省）

既に進出している企業者等に対する液状化災害の復旧及び今後進出する企業者等に対する液状化災害予防対策について、助成制度を創設していただくようお願いします。

II 震災復興に向けた現行制度の改善

1 激甚災害の指定基準の改正について（国土庁）

今回のような都道府県単位の局地的な災害についても、都道府県単位で激甚災害の指定が受けられるよう、実情に即した指定基準の改正について、特段のご配慮をお願いします。

2 災害公営住宅整備事業の採択要件の緩和について（建設省）

災害公営住宅整備事業の採択要件については全国一律となっていますが、中山間地等における地域の実情にあわせ、被災者生活再建支援制度に準じた要件にしていただくようお願いします。

3 土砂災害復旧事業に対する補助制度の充実について（建設省）

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害箇所に対する国庫補助率の引き上げ、受益者負担金の撤廃及び採択基準の緩和など、補助制度の改正について特段のご配慮をお願いします。

4 災害復旧事業債の創設について（運輸省・自治省）

港湾などの港湾施設の災害復旧にあたっては、公営企業会計で整備している野積場等の復旧事業についても、地方交付税措置のある災害復旧事業債を創設していただくようお願いします。

5 公共土木施設災害復旧事業対象施設の拡大について（運輸省）

港湾緑地の災害復旧にあたっては、岸壁など他の港湾施設と同様に、公共土木施設災害復旧事業の対象施設としていただくようお願いします。

6 不動産取得税、固定資産税等の特例措置について（自治省）

地震により滅失又は損壊した家屋等の所有者が、それに代わる家屋を取得した場合等における不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税について、次の特例措置を講じられるようお願いします。（阪神・淡路大震災時に適用）

(1) 代替家屋の取得に係る不動産取得税の特例措置

(2) 代替家屋及び償却資産の取得に係る固定資産税の特例措置

(3) 滅失又は損壊した家屋の敷地を住宅用土地としてみなす固定資産税及び都市計画税の特例措置

7 災害復旧事業債の算定について（自治省）

被災した市町村の負担軽減を図るため、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

(1) 災害復旧事業債の額は、実情に応じた単価や面積により算出すること

(2) 償還期限の10年を15年に延長すること（阪神・淡路大震災時に適用）

8 建て替えが必要となった公共施設に係る地方債の繰上償還の免除について（自治省）

起債で整備した公共施設が地震により建て替えが必要となった場合には、繰上償還を免除していただくようお願いします。

9 災害等緊急時における農振除外及び農地転用手手続きの迅速化について（農林水産省）

被災住民の住宅や事業所等の復旧に緊急を要する場合は、農地転用許可の正式手続きは事後処理できるものとし、農業委員会が転用申請書を適当と判断し、受理した段階で住宅等の建設着手を認めることができるようにするなど、農振除外や農地転用手手続きの迅速化について、特段のご配慮をお願いします。

10 県営市場施設を災害復旧事業対象として追加することについて（農林水産省）

県営境港水産物市場を災害復旧事業費の国庫補助制度に追加していただくようお願いします。

11 市町村、農協等が所有する農林業関係施設をすべて災害復旧事業の対象とすることについて（農林水産省）

農業構造改善事業で整備した施設のうち、暫定法の適用対象とならないものについて、阪神・淡

路大震災時に講じられた特別措置を、すべての農林業関係施設について実施していただくようお願いします。

12 中海干拓地の農業用施設等の災害復旧における支援について（農林水産省）

国営中海干拓事業で造成された、弓浜及び彦名両干拓農地の早期復旧について、特段のご配慮をお願いします。

13 工業用水道事業費（災害復旧）補助金の採択基準の緩和等について（通商産業省）

工業用水道事業の経営を圧迫することのないよう、採択基準の緩和について、特段のご配慮をお願いします。

14 災害廃棄物処理に対する補助制度の特例措置について（厚生省）

半壊家屋の解体に要する経費についても、補助対象としていただくようお願いします。

15 水道施設や廃棄物処理施設の災害復旧事業に係る特例措置について（厚生省）

水道施設や廃棄物処理施設の災害復旧事業について、補助率の引き上げ（阪神・淡路大震災時に適用）等、特段のご配慮をお願いします。

III その他、地域の実情に合わせた現行制度の改善等

1 既設公営住宅復旧事業の補助対象の拡大について（建設省）

敷地地盤の隆起、沈下による外構施設の損壊等が多数発生しており、これら公営住宅（改良住宅を含む）の敷地及び外構施設の復旧を補助対象事業としていただくようお願いします。

2 住宅新築資金等貸付成事業の特例措置について（建設省）

住宅新築資金等貸付事業により建築・改修された住宅が全半壊した場合、被災者に対し市町村が実施する償還金の減免措置及び償還猶予について、住宅新築資金貸付成事業の適用（阪神・淡路大震災時に適用）をお願いします。

3 観光関係事業者に対する支援について（運輸省）

観光事業者に対する支援制度等の創設や被災地のイメージアップなどのために行う観光キャンペーン等の観光振興復旧策への支援について、特段のご配慮をお願いします。

4 融資制度の適時・円滑な運用について（通商産業省・農林水産省）

被災事業者の事業が円滑に行われるよう政府系金融機関の制度資金の充実、既存債務の償還期間の延長、融資条件の緩和、中小企業信用保険法によるてん補率の引き上げ、保証限度額の別枠の設定等の特例措置の実施など、被害の実態を十分に踏まえた融資制度の運用について、特段のご配慮をお願いします。

5 事業協同組合の共同施設の災害復旧事業への支援について（通商産業省）

被災地内の事業協同組合の事業が円滑に行われるよう、当該組合が行う共同施設の災害復旧事業に対し、被害の実態を踏まえた支援制度を創設していただきますようお願いします。

6 被災地域内の雇用安定対策について（労働省）

被災地域内での雇用安定を図るため、次の措置など各種支援策をお願いします。

(1) 事業所に対する雇用調整助成金制度の適用

(2) 特定求職者雇用開発助成金の支給対象の拡大等

7 査定設計委託費に対する補助制度の拡充について（農林水産省・運輸省・建設省）

被災した施設の早期復旧のため、査定設計委託費に対する次の補助制度の拡充について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 農地・農業用施設・林道施設・公共土木施設（道路、港湾、河川、砂防、下水道等）の査定設計委託費について、激甚災害と同様に一般災害も補助対象とすること
- (2) 査定設計委託費に対する補助対象経費について、算定率を引き上げること
- (3) 農村生活環境施設（集落排水施設、農村公園施設、交流施設等）の査定設計委託費について、補助対象とすること

8 被災地住民への健康・福祉相談活動に係る支援制度の創設について（厚生省）

障害者や高齢者、児童等への健康・福祉相談や巡回訪問活動への支援制度を創設していただくようお願いします。

9 災害援護資金及び生活福祉資金の融資条件の緩和について（厚生省）

災害援護資金及び生活福祉資金（災害援護資金）の融資限度額の増額、貸付利率の引き下げをお願いします。

10 社会福祉施設、保健衛生施設及び医療施設災害復旧事業の促進について（厚生省）

社会福祉施設、保健衛生施設の災害復旧事業については、必要な予算額の確保をお願いするとともに、医療施設（社会福祉法人・恩賜財団済生会支部鳥取県済生会境港総合病院）の災害復旧事業については、補助率の引き上げ（阪神・淡路大震災時に適用）について、特段のご配慮をお願いします。

11 国登録文化財の修理に対する特例措置について（文部省）

国登録文化財の修理については、現行制度では設計監理料しか補助対象とされていないので、特例措置として、復旧に要する工事費も補助対象としていただくようお願いします。

12 心のケアが必要な児童・生徒に対応するためのスクールカウンセラーの配置要件の緩和について（文部省）

震災後の児童生徒の心のケアのため、地域の実情に応じたスクールカウンセラーの配置が可能となるよう、制度の拡充と資格要件の緩和について、特段のご配慮をお願いします。

13 公立学校施設の災害復旧について（文部省）

公立学校施設の災害復旧に当たっては、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

- (1) 工事の実施設計及び工事監理に要する経費を全額補助対象とすること
- (2) 実施数単価にあわせて補助金を交付すること

14 鳥取大学医学部の救急体制の一層の充実について（文部省）

震災直後から、鳥取大学医学部附属病院の全面的な協力のもとで、災害時の救急医療が円滑に行われたところですが、今後一層の充実を図っていただくようお願いします。

注：番号にアンダーラインのある項目については、先に一度要望しています。

3 第3回要望

地震災害の復興に向け、更に国の支援を必要とする事項について、知事及び県議会議長等が主要事業の要望と併せて、関係省庁に対し要望を行った。

期　　日　　平成12年11月16日

要　　望　　先　　大蔵省、厚生省

要　　望　　内　　容

要　　望　　書

工業用水道事業費(災害復旧)補助金の採択基準の緩和等について

今回の鳥取県西部地震により、日野川工業用水道の給水区域である米子市及び境港市で多くの漏水が確認され、すでに復旧工事に着手しているところであります。

しかしながら、工業用水道事業費補助金の補助採択基準は、補助対象事業費が本復旧費2億円以上のものであることとされています。

つきましては、この採択基準の緩和等について、格別の御配慮をお願いします。

記

1 補助採択枠の確保

2 採択基準の緩和(本復旧費2億円以上→1億円以上)

平成12年11月16日

鳥取県知事　片山善博

鳥取県議会議長　廣江式

要　　望　　書

災害廃棄物処理に対する補助制度の特例措置について

今回の鳥取県西部地震では、米子市、境港市、西伯町、日野町などにおいて、多くの家屋や施設が被害を被り、木くずやがれき類など多量の廃棄物が排出されており、それらの処理経費も相当額を要することが見込まれます。

一方、現行の災害廃棄物処理事業費国庫補助制度では、現実には人が住むことができず、修理も不可能であるため解体せざるを得ない半壊した家屋の解体に要する経費が補助対象となっておらず、被災市町村はその財源確保に苦慮しています。

つきましては、1日も早い復興に向け、下記の事項について格別の御配慮をお願いします。

記

半壊家屋の解体に要する経費についても、災害廃棄物処理事業の補助対象とすること。

平成12年11月16日

鳥取県知事 片山 善博

鳥取県議会議長 廣江 式

4 お 礼

補正予算に震災復興関係が盛り込まれたため、知事が関係省庁にお礼を行った。

期 日：平成12年11月28日

お 礼 先：内閣総理大臣、国土庁、自治省、消防庁、厚生省、運輸省、建設省、

農林水産省、文部省、労働省、通商産業省、防衛庁、自民党役員 他

お礼内容

お 礼

このたびの鳥取県西部地震では、政府におかれましては、地震発生直後から迅速かつ適切な対策を講じていただき誠にありがとうございます。

さらに、今回の補正予算において、鳥取県西部地震からの早期復興に向け格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在当県では、「元気な鳥取県」を全国に発信しながら、一日も早い県土復興に全力を挙げて取り組んでおります。

政府におかれましても、引き続き、震災復興に向け特段の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成12年11月28日

鳥取県知事 片山 善博

第2節 各部局による要望活動

○自治省への要望（市町村振興課関係）

- 1 年月日：平成12年10月30日、11月13日
- 2 要望者：市町村振興課長 他
- 3 要望先：自治省 地方債課
- 4 内容：災害復旧事業債の算定について

○厚生労働省等への要望（福祉保健部関係）

- 1 年月日：平成12年10月25日
- 2 要望者：福祉保健部長
- 3 要望先：厚生省 社会・援護局 保護課
 - 〃 〃 地域福祉課
 - 〃 〃 施設人材課
 - 〃 児童家庭局 企画課
 - 〃 健康政策局 指導課
- 文部省 高等教育局 医学教育課

4 内容

- ① 災害救助法の適用についてのお礼
- ② 被災県民の生活支援に向けた新制度の創設
 - (1) 被災地住民への健康・福祉相談活動に係る支援制度の創設について
 - (2) 地域の実情に合わせた現行制度の改良
 - (1) 制度資金等の適時・円滑な運用について
 - (2) 災害廃棄物処理に対する補助制度の特例措置について
 - (3) 水道施設や廃棄物処理施設の災害復旧事業に係る特例措置について
 - (4) 災害援護資金及び生活福祉資金の融資条件の緩和について
 - (5) 社会福祉施設、保健衛生施設及び医療施設災害復旧事業の促進について
 - (6) 災害時医療体制の強化について

第6章 予 算

鳥取県西部地震対策予算については、平成12年10月10日付で、早急に対応する必要があるものについて、知事専決処分により補正予算を編成した。また、本格的な災害復旧経費については、11月に臨時議会を開催し、また、その後の定例会においても災害復旧、復興のための予算を編成した。

平成12年度

(単位：百万円)

	予算額	主な事業
10月補正 (専決)	5,000	農林水産施設災害復旧費 1,300 土木施設応急復旧費 1,000 救援対策費 800
11月補正	27,939	被災者向け住宅復興補助金 4,000 震災対策商工業復興支援緊急対策事業 2,650 農林水産施設災害復旧事業 3,495 土木施設災害復旧事業 7,327 市町村資金貸付基金繰出金 8,000
12月補正	1,768	被災者向け住宅復興補助金 150 農林水産施設災害復旧事業 1,113 土木施設災害復旧事業 100 地域材利用施設整備促進対策費 350
2月補正	517	被災家屋等解体支援事業 730 大沢川被災家屋等復興特別対策事業 606 農林水産施設災害復旧事業 600 土木施設災害復旧事業 1,560 被災者向け住宅復興補助金 △ 2,509 (減額相当分については平成13年度当初予算に計上済)
合計	35,224	

平成13年度

	予算額	主な事業
当初予算	17,076	被災者向け住宅復興補助金 4,523 制度金融費（地震対策分） 5,597 農林水産施設災害復旧事業 991 土木施設災害復旧事業 2,515
総計	52,300	

第7章 復旧事業の応援体制

災害の早期復旧を図るため、被災関係地方機関に職員を派遣するとともに、甚大な被害を受けた町村等へも職員を派遣した。

派遣人員、期間等は下表のとおりである。

(単位：人)

派遣期間	県地方機関への応援			町村等への応援		
	応援先	応援元(内訳)	応援人数	応援先	応援元(内訳)	応援人数
H12.10.10～H12.12.31	根雨土木事務所	道路課1、都市計画課1 砂防利水課1、鳥取土木1 郡家土木1、倉吉土木1	6			
H12.10.12～H12.12.31				境港管理組合	港湾課1、河川課1	2
H12.10.16～H12.12.31				西伯町	港湾課1、郡家土木1	2
				日野町	鳥取土木1、倉吉土木1	2
H12.10.23～H12.11.17				西伯町	林務課1、八頭振興1	2
H12.10.23～H12.12.15				西伯町	林業試験場1	1
H12.11.1～H12.12.31				西伯町	倉吉振興1	1
H12.11.1～H13.3.31				西伯町	市町村振興課1 鳥取振興1	2
H12.11.20～H12.12.15				西伯町	森林保全課1、八頭振興1	2
H13.1.1～H13.3.31				西伯町	鳥取振興1	1
				境港管理組合	鳥取土木1	1
	米子土木事務所	砂防利水課1、港湾課1	2			
	根雨土木事務所	道路課2、河川課1 郡家土木1、倉吉土木1	5			
H13.4.1～H14.3.31				西伯町	市町村振興課1	1
H13.4.9～H13.6.30				境港管理組合	郡家土木1	1
	日野総合事務所県土整備局	管理課1、道路課1 河川砂防課1	3			
H13.4.23～H13.6.30	日野総合事務所県土整備局	都市計画課1	1			
計	○応援先内訳 米子土木事務所 2 日野総合事務所 15 (根雨土木事務所含む)			○応援先内訳 西伯町 12、日野町 2 境港管理組合 4		
			17			18

備考

- 1 県地方機関への応援は兼務発令による。
- 2 町村等への応援は地方自治法第252条の17第1項の規定に基づく派遣発令による。

また、上記以外にも、災害直後の復旧支援等のため、多数の職員を被災地に派遣した。

応援先、延べ人数は次の表のとおりである。

1 市町村等への応援

(単位：人)

応 援 先	延べ人数
米子市	43
境港市	24
西伯町	539
会見町	205
岸本町	53
日吉津村	28
淀江町	1
名和町	1
日南町	13
日野町	672
江府町	84
溝口町	253
西部市町村一円	8
日野郡一円	21
境港管理組合	16
計	1,961

2 県地方機関への応援

(単位：人)

応 援 先	延べ人数
西部県民局	24
西部健康福祉センター	7
西部健康福祉センター(日野)	5
米子地方農林振興局	101
日野地方農林振興局	154
米子土木事務所	76
根雨土木事務所	92
企業局西部事務所等	35
教育委員会西部事務所等	69
計	563

第8章 激甚災害指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定に基づく「平成12年の鳥取県西部地震」にかかる、激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置については、平成13年3月9日の閣議において決定し、3月14日に公布された。

これにより、本県では、下記の市町村が適用の区域となり、特別の財政援助等が行われることとなった。

市町村名	公共土木施設等 ※1	農地等 ※2	農林水産業共同 利用施設 ※3
米子市		○	
境港市		○	○
西伯町	○	○	
会見町	○	○	○
日吉津村		○	
日野町	○	○	○
江府町		○	○
溝口町		○	○

※1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設、公立学校等の災害復旧事業について、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」等に基づく通常の国庫補助の嵩上げ

※2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置

農地、農業用施設、林道の災害復旧事業について、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく通常の国庫補助の嵩上げ

※3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

農協、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助の嵩上げ

第9章 被害の査定

鳥取県西部地震災害に係る国の査定は、次の日程等で実施された。

1 農地・農業用施設等（農林水産部）

(1) 耕地関係

日程：平成12年11月27日～12月26日

班編成：9班

(2) 林道関係

日程：平成12年11月13日～12月15日

班編成：3班

(3) 水産関係

日程：平成12年12月19日

班編成：1班

(4) 漁港関係

日程：平成12年12月18日～12月21日

班編成：1班

2 公共土木施設（土木部）

(1) 河川・砂防・急傾斜地・道路・橋梁関係

(1次査定)

日程：11月20日（月）～24日（金）

班数：6班

(2次査定)

日程：12月4日（月）～8日（金）

班数：6班

(3次査定)

日程：12月18日（月）～22日（金）

班数：5班

(2) 港湾関係

(1次査定)

日程：12月4日（月）～6日（水）

班数：2班

(2次査定)

日程：12月11日（月）～15日（金）

班数：2班

3 公園・下水道関係

(1次査定)

日程：12月4日（月）～8日（金）

班数：1班

(2次査定)

日程：12月25日（月）～28日（木）

班数：3班